

編集者序

本書は、イタリアの著名なローマ法学者アリーゴ・D・マンフレディーニ教授著『CHI CACCIA E CHIE CACCIATO (狩猟をする者とされる者)』を、編集者が運営するバード法律事務所において編訳したものである。原著には、「CACCIATORE E PREDANELLA STORIA DEL DIRITTO (法の歴史における狩猟者と獲物)」という副題があり、遙か古代のローマ法に基づき自由狩猟制から現代各国の狩猟権制に至る狩猟の変遷と実相を詳密に説き尽くし、自由狩猟制が終焉の時にあると厳粛に告げるローマ法の学術書である。著者の意図するところを汲み、邦訳書名を『世界の狩猟と自由狩猟の終わり』とした。

顧みると、私たち日本人は、古く奈良時代から「殺生」を抑制する狩猟の法制を定め、野生鳥獣を手厚く保護してきた。これは、現代の「生物多様性」の概念と重ね合わせることができる優れた法制度であった。ところが明治三四年の法律改正により、為政者は、世界に誇るわが国の狩猟法制を放棄し、狩猟を狩猟者の自由勝手に委ねる自由狩猟制に変容させてしまった。そもそも野生鳥獣は、乱獲すれば減少して絶滅し、逆に野放図に増殖すれば人間に危害を加えることがあるため、適切な保護と的確な防除が必要な自然生物である。わが国の自由狩猟制の採用を危惧した識者が、狩猟という法律制度自体が鳥獣保護と加害鳥獣の防除の仕組みを兼備しているフランス・ドイツの狩猟権制の採用を強く主張したが、これが拒否されたという経緯があった。

乱獲により、鳥獣の激減が誰の眼にも明らかになってきた。乱獲による鳥獣激減に対する国家の対応策として

は、西欧諸国では、狩猟者を減少させるとともに狩猟への規制を強化して鳥獣保護を図った。これに対しわが国では、むしろ狩猟者の増加を推進し、減少する鳥獣対策として国・公共団体が狩猟の獲物を増殖し、これを狩猟者に提供する政策により打開することにした。大正七年にはこの政策を「獲物を育てて獲る狩猟」と呼称し、自由狩猟制を存続させるために法律を改正したのであった。獲物の増殖は、全国各地に「猟区」と名付けた鳥獣繁殖場を多数設置して実施した。猟区の用地は、基本的に全国の民有地を充当する計画であった。世界の自由狩猟制において、過去から現在まで、狩猟の獲物を国が増殖し、これを国民のごく一部に過ぎない狩猟者に、単にその者の娯楽のために狩猟させる国家は、わが国以外には存在しない。それは、近代法の根本原則である私所有権制に背反するからである。

その後も鳥獣保護が叫ばれていたが、遂に最近では、増え過ぎた野生鳥獣からの被害が問題になっている。現在は、国をあげて「十年計画」で鹿や猪を生育数の半分にまで減少させる被害対策が進行中である。そんな緊急事態を招いている害獣とは、実は、育てて獲る狩猟に向けて増殖された鹿や猪が街まで出歩いているだけであるのに、その根本の原因である猟区の存廃を検討することなく、目の前の鹿や猪を害獣として捕殺することに熱心になっている。

この問題の根源には、日本人が狩猟を学問の対象として考察することを怠っていた現実がある。つまり、狩猟への無知と無学の態度の産物といえるようである。せめて鳥獣の被害が大問題になる以前に、日本人が狩猟を学問として本格的に学ぶべき必要に気付いていたらと思われてならない。いまこそ本書に学んで、明治以来の失政による自由狩猟制から抜け出る以外には、日本人の歩むべき道は残されていないのである。

本書の編訳を思い立ったのは、十年くらい前に新刊の原著を手にして感得したそんな思いがあり、日本人が類書

の乏しい狩猟の本格的な學術書を読み、深く考え、そして法律の改正を目指して行動する必要があると考えたからである。

著者

アリーゴ・D・マンフレディーニ

フェラーラ大学教授

編訳

バード法律事務所

編集 小柳泰治（おやなぎ たいじ）

昭和一一年新潟県生、検事、衆議院法務委員会調査室長、公証人、弁護士（バード法律事務所・神奈川県弁護士会）

翻訳 梶山伸久（かじやま のぶひさ）

昭和四三年広島県生、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程単位取得退学、ボローニャ大学法学部留学（イタリア政府奨学生）、在イタリア日本大使館専門調査員、翻訳業日伊サービス代表責任者

装幀 原 美穂（はら みほ）

千葉県生、和光大学人文学部卒、広告デザイン、パッケージデザイン制作会社を経て独立

世界の狩猟と自由狩猟の終わり

目次

編集者序

緒言

- 一 野獣と法律 1
- 二 狩猟の三つの記憶 3
- 三 獲物と狩猟者の権利 5
- 四 本書のおすすめ 7

第一章 ローマにおける狩猟

- 一 動物の先占、獲取の意味するもの 9
- 二 傷を負った動物の問題 13
- 三 批評家とその答え、トレバティウスと多数派 14
- 四 論争の理由 16
- 五 ユステイニアヌス皇帝は削除と追加を行ったが、傷ついた獲物に関しては何も変えなかった 19
- 六 先駆者テオフィリウス、三つの意見と傷に関する新見解 20
- 七 プロクルスの猪、括り罾で獲取すれば十分か 22
- 八 否定派 24
- 九 肯定派 24
- 一〇 括り罾による捕獲は、何をもって十分とするか 25
- 一一 土地の所有者と立入りを禁じられた狩猟者による野獣の獲取 28
- 一二 野生動物が土地所有者に帰属するのは、土地の果実だからか 31

第二章 ゲルマンにおける狩猟…………… 39

- 一三 狩猟者である野獣 33
- 一四 君主とライオン 36
- 一 中世はゲルマン的か 39
- 二 ランゴバルド族と傷ついた、追跡された、罾にはまった野獣 42
- 三 ランゴバルド族の矢傷を負った野獣の取扱い 44
- 四 フランク族と犬に追われて疲れさせられた鹿、猪 46
- 五 シュビーゲルにおける追跡の権利 47
- 六 皇帝フリードリッヒの功績とプレーシャの平和令 50
- 七 フリードリッヒ平和令と有害動物だけの狩猟の自由 51
- 八 ビエトロの例外 53

第三章 ローマ法再発見後における狩猟…………… 55

- 一 ローマ法の再発見と註釈学派法学者の猪についての議論 55
- 二 ブルガルス 57
- 三 ウゴー、狩猟者不在の場合 59
- 四 マルティヌスと失敗を繰り返す猪の上に置く長い手 60
- 五 法と慣習との間の註釈学派 61
- 六 バルトルスと鈴を付けた鷹 62
- 七 フェデリコ三世と鈴のついた鷹 65

八 より後期、自己の権利の特徴主義 67

九 フリードリッヒ平和令とバルトロメオ・チポツラの回答 68

第四章 一六世紀における狩猟 73

第一節 フランス・ブルジュにおける狩猟 73

- 一 人文主義法学 73
- 二 キュジャス、立入りを禁じられた狩猟者と獲物 75
- 三 ドネツルスと系統学者 78
- 四 アルチャート、ドゥアレノ、バルドゥイーノ 80

第二節 その他の地域における狩猟 84

- 一 特権の立法化と自由主義シヨックの間の狩猟法論議 85
- 二 反対者たち、デーチヨ・テイラクエツロその他 86
- 三 セバステイアノ・メデイチとイタリア風の禁止 87
- 四 G・モル・デ・ニグロモンテと神聖ローマ帝国の中心部における狩猟紛争 93
- 五 S・ジェンテイーリ 100

第五章 一七世紀における狩猟 103

- 一 概説 103
- 二 グロチウス、傷は野生動物を取得させない、野蛮な狩猟者には罰金を 105
- 三 プーフエンドルフとバルベイラック、致命傷、著しい衰弱、追跡も 106

第六章

一八世紀から一九世紀のフランスにおける狩猟

- 四 トマジウス、ヴォルフ、ゲンドリングの狩猟概念 108
- 五 ヴィンニウスとフーバー、傷だけでは十分ではない、その他の問題 113
- 六 狩猟権は君主のもの 115
- 七 貴族の黒い精神、けんか、狩猟罪、狩猟の地方慣習 123

一 概説 129

- 二 ボテイエ、アンシャン・レژیーム衰退期の狩猟特権とドグマ 130
- 三 革命の日々と狩猟の封建特権廃止 138
- 四 メルランとロベスピエール、国民議会における狩猟権に関する議論 139
- 五 一七九〇年四月三〇日法律と所有権の属性としての狩猟権 141
- 六 民法と国家に属する野兎 143
- 七 フランス註釈学派法学者と民法解釈 147
- 八 学者以外で狩猟に関する著作を残した者と野生動物の所有権 154

第七章

一九世紀から二〇世紀のイタリアにおける狩猟

第一節 イタリア統一狩猟法の制定推進

- 一 舞台、役者、台本 161
- 二 たった一日で三〇〇〇羽殺された燕と虫喰 164
- 三 土地使用の性格に基づく閉鎖、不同意の貼り紙及び常時閉鎖 167
- 四 政治的レベルの議論、フランスの誘惑とローマ法 170

五	貼り紙と狩猟濫用罪、狩猟者への厳しい打撃	179
六	統一法とプロバガンダ、狩猟の古代慣習法と獲物の取得、狩猟作法の問題	181
七	獲物の取得、学説だけの表面的な問題	187
八	基本原則という名の民法学説はいかにして論じられ始めたか	190
1	ボルサーリとヴィンニウスの学説	192
2	リッチの学説	194
3	グエルフイの学説	196
4	マツトオーニの学説と諸説	196
5	ランドウツチの学説	198
6	リナルデイの学説	199
7	犬と罾の学説	200
8	ブルギの学説	201
九	裁判官と犬の獲取	203
	イタリア統一狩猟法	205
一	一九二三年の最初の統一法、ローマ法の勝利	205
二	一九三一年のアチェルボ法、ローマ法の大勝利	210
三	保護区と獲物、飼い慣らされた雉、羊飼いのルイージ・ジェルメックと括り罾に捕らえられた野兔	212
四	一九三九年六月五日勅令第一〇一六号	218
五	狩猟者が獲物を自己の物とするのはどの瞬間か	222
六	一九六〇年グロッシ対カッパート事件の猪の猪の所有権	231
七	近年の枠組法と州法における獲物の取得及び狩猟者間の紛争	237

第八章 現代、欧州主要国における狩猟 245

一 概説	245
二 ドイツ	246
三 スペイン	248
四 フランス	250
五 イギリス	254

結語 257

一 無主物は存在しない物になる	257
二 自由狩猟の終わり	258

参考 イタリア狩猟法 286 (193)

・ 1992年2月11日法律第157号〔官報〕1992年2月25日046号増刊掲載	286 (193)
定温野生鳥獣の保護および狩猟に関する法律(仮訳)
・ 1977年12月27日法律第968号〔官報〕1978年1月4日003号掲載	305 (174)
動物相の保護と狩猟規制に関する一般原則および諸規定(仮訳)

原著註 478 (1)